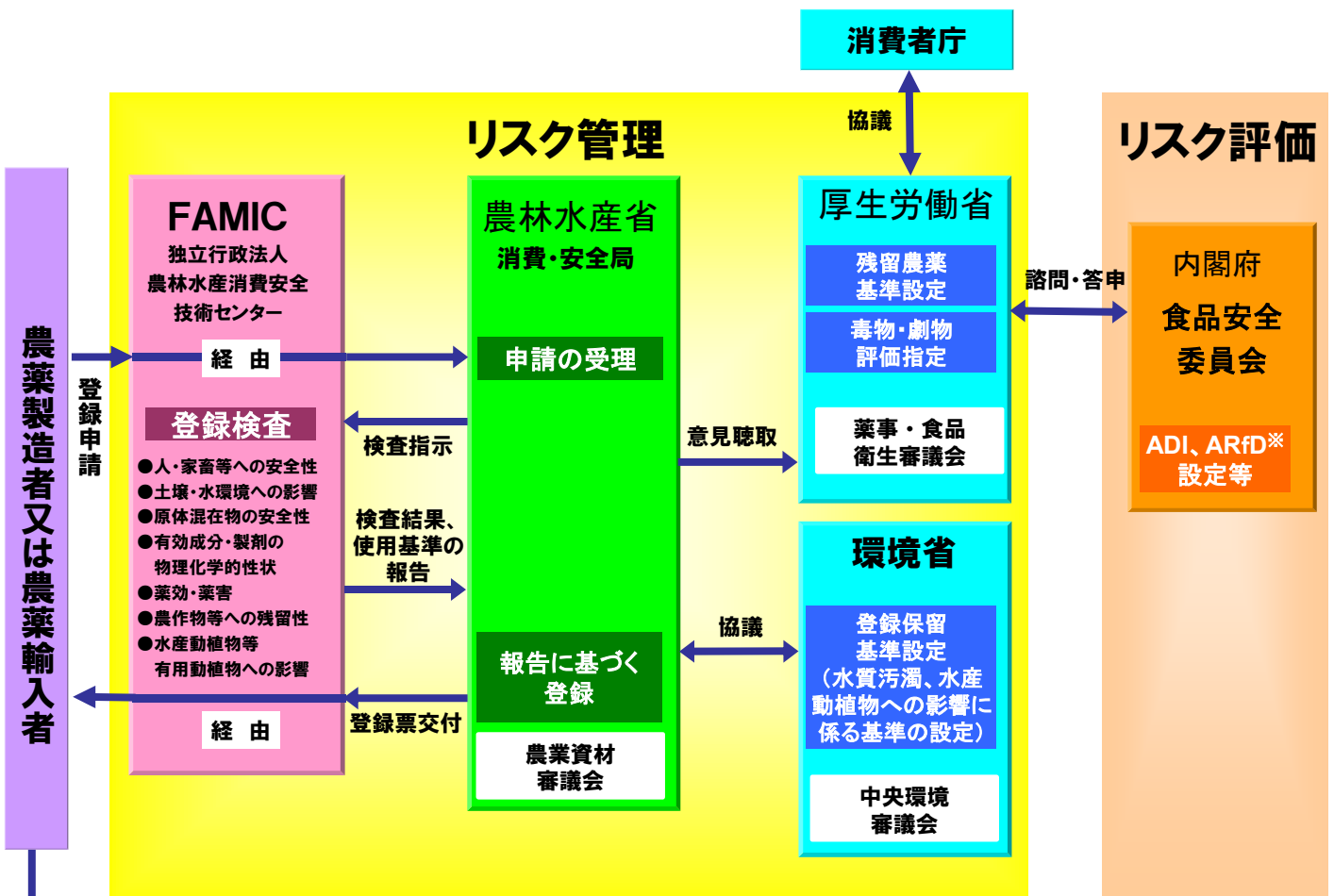


農薬の登録に際し、申請者から提出された資料を、使用時の安全性や薬効について検査するほか、農作物等への残留による人への安全性、環境への影響について厚生労働省や環境省が定める基準に抵触しないか、厳正な検査を行います。

FAMICの検査結果に基づき、農林水産大臣によって農薬が登録されます。



製造・加工又は輸入

※ADI (acceptable daily intake)とは、申請された農薬を毎日生涯にわたって摂取し続けたとしても、健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量をいう。

※ARfD (acute reference dose)とは、申請された農薬を24時間又はそれより短い時間経口摂取した場合に、健康に悪影響を示さないと推定される一日当たりの摂取量をいう。